

募集型企画旅行・取引条件説明書

お申込みいただく前に、こちらの取引条件説明書を必ずお読みください。本旅行取引条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面となります。

募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ラストリゾートが企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。お客様との契約事項については当社の旅行業約款

(<https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/810001369.pdf>)、本旅行条件、最終旅程表及びパンフレット・チラシによります。お申し込みの際には必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

01. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社所定の申込書にご記入の上、旅行代金のお支払いをもって正式のお申し込みとして登録し、諸手続きを開始します。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から3日以内に申込書の提出と申込金の振込みをお済ませ下さい。申込金は旅行代金の一部として組み入れられます。尚、募集型企画旅行契約は、お客様より所定の申込書への記入、及び申込金を受領した時点で成立するものとします。

02. お申し込み条件

- a. 身体障害者の方及び現在健康を害されている方は、お申し込みの際にお申し出下さい。旅行に支障をきたすと当社が判断する場合は、参加をお断りさせていただくか、または同伴者の同行を条件とすることもあります。
- b. 法令もしくは公序良俗に反する行為のおそれのある方および研修の円滑な実施に支障をきたすおそれのある方は、参加をお断りする場合があります。また、申込者の都合による取消しの場合には、別途規定の取消料をお支払いいただきます。
- c. 各プログラムとも当社より依頼する各種書類を個人の責任において提出いただくことを条件とします。この書類の提出が遅れますと、参加が不可能になる場合があります。お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合、お申し込みをお断りする場合があります。

03. 契約書面と最終旅程表の交付

- a. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- b. 前号の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に集合時刻・場所・利用交通機関・宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅程表(確定書面)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。尚、現地でのスケジュールの詳細及び、ホームステイ先のホストファミリーに関する確定情報につきましては、最終旅程表とは別に「ホストファミリー・インフォメーション」として遅くとも旅行開始日の当日までにお渡しします。但し、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日以降

の場合は、旅行開始日以降にお渡しすることがあります。尚、交付日前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明致します。

04. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、ご旅行出発日の前日から起算してさかのぼって30日目(ピーク時は40日目)にあたる日より前にお支払い下さい。尚、旅行開始日前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、当社の指定する期日までにお支払い下さい。

05. 支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、募集広告またはパンフレット等に記載した「旅行代金として記載した金額」プラス「追加代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は申込金、取消料、違約料、変更補償金の算出の際の基準となります。

06. 旅行代金に含まれるもの

- 各コース日程表に明示されている項目
- a. 授業料、アクティビティー費用
- b. 宿泊費：ホームステイ費用(1家族につき1人から4人)又は学生寮費、ホテル費用(対象コースのみ)
- c. 航空運賃
- d. 観光費用：旅程表に記載されている観光費用
- e. 送迎費：現地空港と宿泊先間の送迎料金
- f. 現地交通費：宿泊先学校間の送迎料金または交通費(対象コースのみ)

07. 旅行代金に含まれないもの

- a. 空港施設使用料
- b. 現地空港諸税
- c. 燃油サーチャージ
- d. クリーニング代、電話電報料、飲食代、お土産などの税、その他の個人的性質の諸経費及びサービス料
- e. 超過手荷物料金
- f. 渡航手続き関連費用
- i. オーストラリア ETAS/ニュージーランド NZeTA/カナダ eTA/アメリカ ESTA/イギリス ETA
- ii. その他、実費が必要な場合は別途ご案内の上、請求致します。
- g. 旅行傷害・疾病保険料及び医療費

08. 旅行代金の変更及び解除

- a. 当社は、利用する交通機関の適用運賃・料金が、旅行条件の基準日に有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、増額または減額される場合においては、その増額または減額される金額の範囲内で、旅行代金の変更をする場合があります。
- b. 旅行の取り消しの際は、文書にてその旨をお申し込みのオフィスにお知らせ下さい。当社が文書を受け取った時点で正式の取り消しとして扱います。(電話による取り消しは受け付けません)

09. 契約の解除・払い戻し

- a. 旅行者の解除権
- (1) 旅行者は、いつでも別表に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。
- (2) お申し込み後、お客様のご都合により旅行をお取り消しになる場合、お1人につき下記の取消料を申し受けます。ご提出頂いた書類(申込書等)はご返却できません。適用取消料は、すべて

出発予定日(パンフレットに記載の出発日)を基準とします。

- b. 当社の解除権
- (1) 当社は、当社の募集型企画旅行業約款に掲げる事項の場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前または開始後に、募集型企画旅行契約の全部または一部を解除することがあります。
- (2) 旅行者が第5項に規定した期日までに旅行代金を支払わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (3) 各コース毎に明示している最少催行人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合には、当該旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(*ピーク時にあつては33日目)にあたる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

取消日	取消料
イ. 旅行開始日がピーク時(*)の旅行である場合であつて、旅行開始の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる場合を除く)契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	旅行代金の10%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
ハ. 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
ニ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※ ピーク時とは、12月20日～1月7日、4月27日～5月6日及び7月20日～8月31日をいいます。

10. 添乗員等の業務

当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させ、先に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全般または一部を行わせることがあります。また、添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

11. 当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたり、当社または当社が手配を代行させる者(以下手配代行者)の故意または過失により、お客様に傷害を与えた場合は、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、傷害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対してお申し出があった場合に限り賠償します。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円までと

します。

12. 特別補償

当社は、責任の有無にかかわらず、当社の募集型企画旅行約款、特別補償規定に定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物のうえに被った一定の損害について、予め定める額の保証金及び見舞金を支払います。

13. 旅程保証

- 1 当社は、右表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（但し次の②で規定する変更を除きます）は、お支払い旅行代金に右表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、該当変更については当社に第12項の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金ではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。
- 2 次に掲げる理由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。
 - (1) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (2) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止による旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (3) 官公署の命令
 - (4) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞留期間の変更または旅行の中止
 - (5) 当初の運行計画にない運送サービスの提供
 - (6) 自由行動中の事故・食中毒・盗難など、参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- 3 第10項の規定に基づき旅行が解除されたときの、当該解除された部分に関わる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- 4 下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても「最終旅程表」に記載した日程からの変更であっても、パンフレットに記載範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- 5 パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- 6 13項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額、当該旅行代金に15%を乗じて得た金額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるとき、当社は変更補償金を支払いません。
- 7 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・傷害賠償金の支払いに替え、これと相当の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変便後の等級及び数の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備または景観の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注2) 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- 注3) 6または8に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注4) 9に掲げる変更については、1から8までの率を適用せず、9の率を適用します。

14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年4月1日を基準としています。旅行代金は、許可された範囲での航空運賃の増額または減額による旅行代金の変更はしません。

個人情報の取り扱いについて

*株式会社ラストリゾート（以下当社と言います）は、旅行申し込みの際に提出され

た申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいたプログラムにおいて、運送・宿泊機関、提携機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続き（以下「手配等」と言います）に必要な範囲で利用させていただきます。その他、当社では、将来、より良いプログラムの開発のためのマーケット分析（アンケートやご意見ご感想の提供のお願い等）や、当社プログラムのご案内等をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
*当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社関連団体との間で、共同して利用させていただきます。当社関連団体は、それぞれの営業案内、説明会やセミナー等のご案内、新規プログラム等のご案内のために、これを利用させていただくことがあります。
*当社は、お申し込みいただいたプログラムの手配のために、運送・宿泊機関、提携機関等に対し、お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート番号等、手配に必要な情報を提供致します。個人情報の取扱に関するお問い合わせは、下記の窓口までお申し出ください。
株式会社ラストリゾート
TEL：0120-999-555

※ここに定めのない事項は当社旅行業約款によります。

○渡航先の海外危険情報等については
外務省 海外安全ホームページ：
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版）
<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>
（スマートフォン版）
<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>
（モバイル版）

○渡航先の衛生状況については、
厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：
<https://www.forth.go.jp/>

総合旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明点があれば、総合旅行業務取扱管理者にお問合せください。